

本書は、地域包括ケア化の時代において、求められる新たなケアシステムの構築のために、基礎的な論点を整理したものである。

本書でいうところの地域包括ケアとは、人びとが、自分たちの生活の場である地域で、包括的な（保健・医療・福祉だけでなく、保育・教育や労働、司法なども含めて）ケアを受けられるような仕組みである。このような地域包括ケアが求められるようになったのは、人びとが疾患の治癒よりも生活の質に価値を置くようになった（生活モデル化）ためである。価値そのものが変わったがゆえに、根底からシステムを変えていくことが求められている。

そして、地域包括ケア化という新しい時代において、肝要な役割を果たすケア従事者たちは、従来の社会保障制度の枠内では捉えきれない。とくに、介助・介護など日常生活を支える人たちや、日常的な相談にのり、ちょっとしたことを手助けするような人たちが、何をしており、どのような存在といえるのか、これらの点はまだ十分に議論されているとは言い難い。これからの地域包括ケアシステムを、まさに生活モデルに依拠したものとして作りあげていくためには、この点が議論されていく必要があるだろう。

たとえばケア従事者をどのように養成し、どのように給与を支払い、どのように労働環境を整え、どのように働き続ける仕組みにしていけばいいのか。これらを考えるためには、ケア従事者がどのような存在として位置づけられるのかを考えておく必要がある。いまある図式のほとんどは、家政婦やハウスキーパーのようなサービス業としての雇用形態か、看護職などの専門職に準じた養成・雇用形態を前提としているが、それだけではこれからのケア従事者を捉えきれないのではないのか。

また、地域包括ケア化という新しい時代においては、ケアや支援の位置づけそのものが変わってくる。病院の中であれば利用者はとにかく「助けられる」側の人であり、ケア従事者は「助ける」側の人だった。だが、病院の外へ出たときには、それほど単純ではなくなる。ケアや支援を必要とする人たちは、往々にして社会の中で排除されがちな人たちでもある。ケア従事者は、自らの

ふるまいや取組みが誰の何を「助ける」ことになるのか、そのつど見極めていかなければ、知らず知らずのうちに排除に加担し、排除を助長する役回りを担ってしまいかねない。

本書は、こうした問題関心に基づいて書かれている。

もともと編集者の松井智恵子さんからの依頼（2013年）は、ケアについての社会学の「教科書」を書いてほしい、というものだった。そのため最初は、従来の社会保障制度の解説などをたくさん盛り込んだ「教科書」をつくろうとしていた。だが、細部を詰めていこうとすると徐々に、さまざまなかろびが見えてきた。数年かけるうちに、従来の枠組みでは議論しきれないことがたくさんあることを認めざるをえなくなっていた。

そのため本書は、すでにわかっていることを整理した「教科書」というよりも、「これからを考えるための材料」を私なりに用意したものとなっている。新たなケアシステムを構想していくという事業そのものは、私の手に余る。だが、そのために必要な材料くらいは提供できるはずである。とくに、生活モデルに基づくのであれば考えざるをえない論点というのにはあり、それを整理することで、新たなケアシステム構想のために踏まえるべき事柄が見えてくるだろう。それが、本書が持ち込むいくつかの論点——たとえばケアサービスの位置づけや、社会環境や地域との関係、ケアに従事するということが持つ意味、ケアの質評価など——である。

これらの論点について論じるにあたって、本書の議論の基礎となっているのは、実際に東京都郊外で実践されている、知的障害の人たちの自立生活支援である。私は、もともと日本の看護職の労働問題や准看護師制度の存廃の議論から社会学の研究を始めており、震災ボランティアの調査研究などにかかわったのち、2007年4月からは、主に多摩市を中心として知的障害者の自立生活を支援している「たこの木クラブ」の活動にかかわってきた。ここでの経験が、本書の議論の基礎となっている。

たこの木クラブは1987年に創設された任意団体で、現在はスタッフ3名の小さな団体である。創設当初は、どんなに重い障害を持つ子どもであっても同じ学級に通えるのがあたりまえだと考える運動の中から、子ども会活動など子

どもたちが実際に人間関係を育むその場にかかわり、「子どもたち同士の関係づくり」をめざす団体として生まれた。最初のうちは子ども会を開こうとしても「障害児」と呼ばれる子どもたちだけが集まりがちだったが、地域の公園に皆で出かけることで、地域の子どもたちと「障害児」が一緒になって遊ぶ機会をつくってきたそうである。それは、大人たちにとってはなかなか越えられない排除／包摂の壁を、子どもたちがいとも軽々と乗り越えていくことに感動させられる日々でもあったようである。

ただ、子どもたちは成長し、徐々に大人になっていく。そうすると、働く場をどうするのか、親とともに暮らし続けていていいのか、といった、新たな課題が出てくる。そうした中でたこの木クラブは2000年から活動の方針を変え、成長して大人になった人たちの自立生活支援というテーマに取り組むようになった。この場合「自立生活」といわれているのは、主に介助つきの一人暮らしであり、多摩市近辺では、重度と呼ばれる知的障害と自閉の人たちが何人も介助つきの一人暮らしをしている。また、重度の知的障害や自閉の人たちと、「健常者」とされる人たちとが、分けられることなく「ともに」働く場もつくられていった。のちに、たこの木クラブから生まれた働く場やヘルパー派遣事業所は株分けされて独立し、現在は少人数のスタッフによって、事業では手が届きにくい部分を担う場として活動が続けられている。

たこの木クラブは単独で支援活動を行っているわけではなく、活動は多摩市や近隣地域のさまざまな団体との連携の中で行われている。多摩市およびその近隣地域では、多摩ニュータウン開発初期から、障害を持つ人と「ともに生きる」ことをめざした人たちがそれぞれにさまざまな事業所や団体をつくっており、その間には緩やかなネットワークがある。個々の障害者たちはそれらとさまざまにかかわりながら生活している。たとえば、ある団体がつくったグループホームに暮らす人が、またさらに別の団体で働き、また仕事帰りにはたこの木クラブを訪れる、といった姿がよく見られる。

本書はこうしたたこの木クラブや、たこの木クラブを介して知るようになった、多摩市や近隣地域、あるいは東京の知的障害の人たちの自立生活を支援する活動などから、多くの示唆を受けている。とくに後述するベースの支援については、これらの活動にかかわる介助者・介護者たちやコーディネーターたち

とかかわる中で、論点を整理してきた。

といってもこれらの団体は、もちろんまずは知的障害の人たちを主に念頭に置いている。それも、とくに1970年代以降の障害者運動の影響を色濃く受けており、事業化は運動のあとについてきたものという位置づけで、最初から事業所としてスタートした団体とは大きく異なる性格を持つ。その意味では、本書の議論が依拠しているのは、かなり「偏った」事例である。ケアや支援を必要とする人たちはほかにもたくさんおり、それぞれが抱える事情はさまざまである。また、ケア従事者と一言でいってもさまざまな立場や考え方の人たちがいる。またたとえば、過疎化が進んだ地域など、東京近隣とは状況が大きく異なるところもあるだろう。私が依拠している事例の「偏り」は否めない。

だが、人の生活を支えようとするには、それなりの共通性があるはずだと私は思う。それに、後述するような「ともに生きる」という観点そのものはおそらく（用いられる言葉に違いはあるが）、ほかの草の根でつくられてきた支援やケアの場の多くと共通していると私は感じている。制度ありきではなく、目の前にいる人とどう付き合い続けるかを考えるがゆえに生まれてきたケアや支援の運動は、実に多様ではあるのだが、ある程度共通した枠組みや姿勢をつくってきているのではないだろうか。

そのため、本書では可能な限り、共通性に目を向けられるよう、具体的な事例の細部に立ち入るよりも、そこから見える要素や一般化可能な論点を抽出するように試みた。あまり抽象的な議論になりすぎないように事例も挙げているが、なるべく他の事例にも共通しそうなものを挙げるように心がけている。

本書の主要な論点は次の2つである。第1に、ケアや支援という「その人のため」になされる試みは、実はそれとはかなり論理の異なる、排除／包摂の問題と深くかかわっていることである。これは利用者を社会関係の中に生きる人と捉えるかどうかということと不可分である。ケアや支援というと、どうしても単独者としての利用者に向けたものになりがちだが、本人の生活や暮らしという観点からすれば、本人とほかの人たちとの関係にも同時に目を向けざるをえない。本書では繰り返し、この点に立ち返り、本人とほかの人たちとの関係に目を向けることが持つ意味を訴える。

第2に、ケア従事者を一律的に捉えるのではなく、その担っている内容から、

専門職のケアとベースの支援とに区分したことである。どうしてもケアや支援が論じられる際には、従来の社会保障制度の考え方に基づいて、専門職が主たる担い手として想定されがちである。もちろん、専門職のケアは今日においてもますます重要性を増している。だが、ある人の暮らし全体がどう支えられるかという観点からすると、専門職のケアとは別種のケアや支援が必要である。本書ではそれをベースの支援と名づけ、その性格の一部をあぶりだそうとした。

最後に、本書が想定する読者層と本書のスタンスについて述べておこう。先に述べたように、本書は「これからを考えるための材料」を多くの人たちと共有することをめざして書かれている。それもできれば一部の専門家だけではなく、また医療や福祉に現在かかわっている人たち以外にも読んでもらえるものを、と願っている。これからかかわる人、あるいは直接には接点を持たない人にも、できれば手にとってほしい。その意味ではやはり、「教科書」ではないが、「入門書」をめざしてはいる。わかっていることを教える「入門」ではないが、私たちがともに考えるための「入門」の材料を、可能な限りそろえたつもりである。ケアや支援は一部の専門家だけのテーマではない。私たちの多くがともに考えていかななくてはならないテーマである。

本書をたたき台として次の議論が育まれていくことがあるのなら、私にとっては望外の喜びである。

はじめに i

CHAPTER 1

ケアシステム 1

何がどう変わりつつあるのか

- 1 生活モデルへの転換 2
 転換期にあるケアと支援 (2) 生活モデル化 (4) 構想する主体としての私たち (6)
- 2 「生活の質」とは何か 8
 「参加」こそが肝要——社会関係と当人の意思 (8) 本人の意思——とても重要だが、それだけではないもの (11) 「生活の質」を誰が定義するのか (13)
- 3 排除という問題 14
 参加を決めるもうひとつの要素——障害の社会モデル (14) 排除の複数性／複層性——社会的排除論 (16)
- 4 ニーズ論を超えて 19
 従来の社会保障制度の考え方とその限界 (19) すでに満たされているニーズがある——合理的配慮の前提 (21) それは誰のニーズなのか (22) ニーズは所与のものではない (24)
- 5 ケアや支援と、排除／包摂 26
 「その人のため」と「私たちと同じ」(26) 異なる論理の交差 (28) 常に絡み合う2つの論理 (29)

CHAPTER 2

ケア従事者 (1) 31

専門職のケアとベースの支援

- 1 専門職のケアとベースの支援 32
 従来型専門職とその限界 (32) これからの専門職のケア (34) ベースの支援 (36)
- 2 ベースの支援とは 39
 介護・介助 (40) 相談・コーディネート (41) 見守り (43)
- 3 「ともに生きる」という原像 44

障害者運動 (44) 草の根の介護運動 (46) 「ともに生きる」
(49)

- 4 「ともに生きる」から仕事としてのベースの支援へ …………… 51
仕事としてのベースの支援 (51) 業務とベースの支援 (52)
ベースの支援と専門職のケア (55) 「専門性」と専門職性 (56)

CHAPTER
3

ケア従事者 (2)

61

日常に埋め込まれているということ

- 1 「ともに生きる」と仕事の間で …………… 62
- 2 なじみがあることは「能力」のうち …………… 64
理想としてのベースの支援——「うまく」つながる (64) 「失敗」
があたりまえ——異なる身体と脳の間で (66) 使いこなして
くれてこそ (67) なじみのある関係になることの意味 (69)
- 3 日常という時間のありよう …………… 71
人生は変化があたりまえ (71) 日常は変化と不測の事態の連続
でもある (73) 日常の生活には緩急がある——無意味な時間の
意味と意義 (75) 「いい加減」の効用 (77)
- 4 感情をどこまで出すのか …………… 78
ケア・支援と感情労働 (78) ベースの支援と感情の揺れ動き
(80) 揺り動かされるのも仕事のうち (82) 感情管理という課
題 (83) 「見たくなかった自分を見る」(84) 管理できればそ
れでいいのか (86) 感情をむしろ出す (87)
- 5 インフォーマルでいい、わけではない …………… 88
フォーマルとインフォーマルという分け方があまり意味をなさない
(88) それぞれの線引き (90) 雇用としての安定 (91)

CHAPTER
4

ケアの質

95

質を問うとはどういうことか

- 1 ケアの質を問うということ——「質」という問いへの切実な思い … 96
- 2 専門職のケアと質 …………… 97
従来型専門職における質評価 (97) これからの専門職のケアに
おける質評価 (98)
- 3 ベースの支援と質 …………… 100
自己評価とのズレ (100) 事前教育の限界 (100) 消費者主義
による質管理の困難 (103) ピア・レビューの困難 (104)

- 4 質を考える視点を変えてみる 106
 利用者に世界はどう見えているか (106) ケア従事者の質の異なる見え方 (107)
- 5 権力を「薄める」というやり方——「虐待」をどう考えるか 109
 ケアや支援と「虐待」(109) 権力を「薄める」(110)
- 6 開かれた可能性へ 112
 意味は変わりうる (112) 日常性のディレンマ (114) それでも質を考えるなら (116) ケア従事者自身にとって (118)

CHAPTER
5

地域 (1)

121

学校を例に排除／包摂を考える

- 1 古典的な排除のその先に 122
- 2 包摂と排除の関係 124
 意味的排除 (124) 「人」であればいい、わけではない (126)
- 3 学校におけるインクルージョンをめぐる——排除／包摂を考える 130
 学校と包摂 (130) 発達保障派と共生共育派 (131) 包摂の進展は排除の進展でもあった (134) 何を包摂と考えるか (1)——原学級への所属 (135) 何を包摂と考えるか (2)——「理解」の両義性 (136) 包摂／排除のダイナミズム——教室で起きていること (139) 「そこにいる」ということ (143)
- 4 包摂の向こう側——それは「参加」なのか 145
 不登校と包摂 (145) ある場を選ばなくとも——排除の「蓄積」を避ける (146) それでも問いは残される (148)
- 5 包摂／排除と「生活の質」 149
 「本人のため」と「私たちのひとりとみなすかどうか」(149) 排除とニーズ (151) ニーズという以前に (153) 包摂／排除を揺るがしていく (155) 古典的排除が覆されつつあるからこそ (156)

CHAPTER
6

地域 (2)

159

ケア従事者と地域

- 1 地域をどう考えればいいのか 160
 それでは「ない」場としての地域 (160) ファースト・プレイス (161) セカンド・プレイス (163) サード・プレイス

(166) ちょっとしたかかわり (167)

- ② 人それぞれ、なのだけど 168
人それぞれ／そのときどき、があたりまえ (168) 多様性と可
変性を担保するために——かたくなさも必要 (171)
- ③ 利用者と周囲との関係にどうかかわるか 174
トラブルをどう考えるか (174) 「間に入る」のではなく (176)
思わぬものが生まれる (179) 広げたり閉じたり (180)
- ④ 連携を考える 181
地域での連携 (181) 連携の困難 (183)
- ⑤ 「地域」の向こうにあるもの——行政や社会規範 186
法制度と行政による裁量 (187) 社会規範 (188) 「いまここで
何が起きているのか」を読み解く (190)

CHAPTER
7

新たなケアと支援のしくみをつくるために 193

- ① 2つの論点 194
本書で述べてきたこと (194) ベースの支援と専門職のケア
(194) ニーズ論と排除／包摂論 (196)
- ② ベースの支援と排除／包摂 197
排除／包摂と専門職のケア (197) 巻き込まれるベースの支援
の担い手 (199) 巻き込まれているがゆえに (202)

ブックガイド 207

あとがき 213

文 献 217

索 引 223

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用でも著作権法違反です。

◆ 著者紹介

みつ い
三井 さよ

2003年 東京大学人文社会系研究科博士課程修了（博士〔社会学〕）

現在 法政大学 社会学部 教授

主要著作

『ケアの社会学——臨床現場との対話』勁草書房, 2004年

『看護とケア——心揺り動かされる仕事とは』角川学芸出版, 2010年

〔「支援」編集委員会編〕『支援 vol. 1』2011年～『支援 vol. 8』2018年, 生活書院 など



有斐閣 ストゥディア

YUHIKAKU

はじめてのケア論

A Guide to Studies in Care

2018年11月30日 初版第1刷発行

著者 mitsu i
三井 さよ
発行者 江 草 貞 治
発行所 株式会社 有 斐 閣

郵便番号 101-0051
東京都千代田区神田神保町 2-17
電話 (03) 3264-1315 [編集]
(03) 3265-6811 [営業]
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・株式会社理想社／製本・複製本印刷株式会社

© 2018, Sayo Mitsui. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-15060-7

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。